

## 平成30年第5回 小坂町農業委員会会議録

平成30年5月8日（火）14時00分役場会議室において招集した。

1. 出席委員（9人）は次のとおりである。

2番 亀田 静子	3番 中村 修太郎	4番 大内 正富
5番 畑澤 富子	6番 宮館 文男	7番 小館 正光
8番 目時 勝則	9番 小館 康弘	10番 中村 吉夫

2. 欠席委員（1人）

1番 木村 功

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 安保 明彦 事務局長補佐 宮館 秀樹

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局長補佐 宮館 秀樹

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

3番 中村 修太郎 4番 大内 正富

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

第1 報告第12号	県北地区農業委員会会長会通常総会について
報告第13号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約について
第2 議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請書について
第3 決定第5号	小坂町農用地利用集積計画を定めることについて

事務局長（安保） 只今から、平成30年5月8日招集平成30年第5回小坂町農業委員会総会を始めます。（14：00）

議長（中村吉） 本日の出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局（宮館秀） 1番委員から、所用のため欠席する旨連絡がありました。

議長 只今の出席者は9名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。

議長 本日の会議録署名委員を指名します。3番中村修太郎委員、4番大内正富委員の両名を指名いたします。

議長 それでは、議事に入ります。日程第1、報告第12号、県北地区農業委員会会長会通常総会について、事務局よりお願いします。

事務局（報告12提案理由朗読）

事務局長 4月19日に大館市のプラザ杉の子で通常総会が開かれました。3ページのとおり議案第1号から第4号まで審議され、全議案とも承認されました。その後、全国農業会議所の阿久津農政担当部長から「農業委員会を巡る諸情勢について」と題して、

経営所得安定対策の経緯、食糧自給力指標、農業関係予算の重点、今国会に提出予定の農業関連法案などについてわかりやすい講演がありました。特に農業関係予算については、直接支払交付金を減らした分、収入保険制度や基盤整備に関する事業の予算が増えているということでした。以上です。

議長 この総会には、私も出席しており、若干補足します。総会の時その他の部分で意見がありました。毎年5月に行われている全国農業委員会会長大会の時には、研修も行っているので事務局長方も同行してもらい、いっしょに研修してもらいたい。これについては予算をつけなければならないわけですが、事務局といっしょに町に対し要望していくことを申し合わせました。

議長 以上ですが、只今の報告について、質問等ございましたらお願いします。  
(質問等なし)

議長 質問等が無いようですので、報告12は終了します。  
(14:05)

議長 続いて、報告第13号、農地法第18条第6項の規定による賃貸借合意解約について、事務局よりお願いします。

事務局 (報告13提案理由朗読)

1番は、荒谷横欠家口田地内2筆です。熊谷農進がAに返すものです。合意解約です。これはのちほど新たな賃貸借が出てきます。2番は、荒谷下谷地地内1筆です。BがCに返すものです。合意解約です。これものちほど議案で出てきます。以上です。

議長 只今の報告について、質問等ございましたらお願いします。

議長 (質問等なし)  
議長 質問等が無いようですので、報告7は終了します。  
(14:07)

議長 続いて、日程第2、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請書について、事務局より説明を求めます。

事務局 (議案5号提出理由朗読)

経緯詳細説明

1番は、小坂台作地内1筆、493㎡を十和田湖高原ファームがDから購入するものです。売買価格は10アールあたり200,000円です。2番は、小坂台作地内1筆、2833㎡をポーランドがEから購入するものです。売買価格は10アールあたり200,000円です。3番は、小坂矢柄平地内6筆、10,146㎡をFがGから購入するものです。売買価格は総額で800,000円です。4番は、荒谷下谷地地内1筆、2269㎡をBがCから購入するものです。売買価格は総額で680,700円です。以上4件の申請です

議長 只今の説明について、質問意見等ございましたらお願いします。  
(質問等なし)

議長 無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。  
(よいとの声あり)

議長 議案5について、原案どおり許可とすることにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 議案5は、原案どおり許可といたします。  
(14:13)

議長 続いて、日程第3、決定第5号、小坂町農用地利用集積計画を定めることについて、事務局より説明を求めます。

議長 (決定5提案理由朗読)

事務局 1番は、小坂大生手地内1筆、エコサカがHから借りるものです。期間は3年、

賃借料は1反歩あたり3000円です。2番は、小坂大生手地内1筆、エコサカがIから借りるものです。期間は3年、賃借料は1反歩あたり3000円です。3番は、小坂大森平地内2筆、JがKから借りるものです。期間は3年、賃借料は1反歩あたり玄米30kgです。4番は、小坂余路米沢地内2筆、あぐりランドがLから借りるものです。期間は5年、賃借料は1反歩あたり2000円です。5番は、上向藤原地内1筆、MがNから借りるものです。期間は5年、賃借料は1反歩あたり5000円です。ぶどう畑として使用します。6番は、上向勝善平地内1筆MがOから借りるものです。期間は5年、賃借料は1反歩あたり5000円です。ぶどう畑として使用します。7番は、上向長沢地内1筆、PがQから借りるものです。期間は10年、賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。8番は、荒谷荒川地内1筆、とわだ七滝ファームがRから借りるものです。期間は2年11ヶ月、賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。9番は、荒谷高田地内1筆、とわだ七滝ファームがSから借りるものです。期間は2年11ヶ月、賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。10番は、荒谷袖振田地内1筆、とわだ七滝ファームがTから借りるものです。期間は2年11ヶ月、賃借料は1反歩あたり玄米1俵です。なお、8番9番10番の貸借期間が中途半端なのはとわだ七滝ファームの他の貸借の終了期日と一致にするためです。続いて11番は、上向三手倉地内1筆、農地中間管理機構の秋田県農業公社がUから借りるものです。期間は10年2ヶ月、賃借料は1反歩あたり1000円です。後日農業公社からエコサカに貸し出される予定です。12番は、荒谷横欠家口田内2筆、VがAから借りるものです。期間は5年、賃借料は1反歩あたり玄米1俵です以上12件です

- 議 長 暫時休憩します。(14:17)
- 議 長 再開します。(14:20)
- 議 長 議事参与の制限に該当する委員がおりますので、議事参与の制限に該当する7番委員の退席をお願いします。  
(7番委員退席)
- 議 長 休憩中にいろいろ説明がありましたが、あらためまして、質問意見等ございましたらお願いします。  
(質問等なし)
- 議 長 無いようなので、質疑を終結してよろしいですか。  
(よいとの声あり)
- 議 長 それでは、決定5については、原案どおりの承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議 長 決定5について、原案どおり承認いたします。事務局は、7番委員に着席するよう伝えてください。  
(14:24)  
(7番委員着席)
- 議 長 以上で第5回総会を終了します。  
(14:25)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 中村吉夫

署名委員 中村修太郎

署名委員 大内正富